

新型コロナウイルス対策

町立小中学校の対応（5月1日の臨時校長等会議の結果）を受けて

令和2年5月1日

生涯学習振興課

1. 社会体育関連事業

①スポーツ少年団活動

- ・5月7日（木）以降も2週間程度（5月20日頃まで）の活動を停止

②学校体育施設（体育館・グラウンド）

- ・5月7日（木）以降も2週間程度（5月20日頃まで）の貸出停止

③社会体育施設（東浜野球場・東浜テニスコート）

- ・5月7日（木）以降も2週間程度（5月20日頃まで）の貸出停止

④与那原町観光交流施設

- ・5月7日（木）以降も2週間程度（5月20日頃まで）の貸出停止

⑤社会体育施設は5月21日以降も当面の間、不特定多数の集まるイベント等については利用停止

2. 社会教育関連事業

①町立図書館

- ・5月7日（木）以降も2週間程度（5月20日頃まで）臨時休館
- ・5月21日（木）以降も当面の間、10人以上の団体の利用を制限することもあります。

②町立綱曳資料館

- ・5月7日（木）以降も2週間程度（5月20日頃まで）臨時休館
- ・5月21日（木）以降も当面の間、10人以上の団体の利用を制限することもあります。

③町コミュニティセンター

- ・5月7日（木）以降も2週間程度（5月20日頃まで）臨時休館
- ・5月21日（木）以降も当面の間、不特定多数の集まるイベント等については利用停止

※沖縄県の今後の方針が確定次第、再度本町の今後の方針を5月11日の週に決定する予定。